

平成30年度世田谷区自立支援協議会議事録（本会）

日時 平成31年1月25日（金） 19時～21時15分
場所 総合福祉センター 研修室
出席委員 鈴木敏彦 荻野陽一 丸山晃 金川洋輔 中川邦仁丈 山形一郎 林幹則
藤田文 和田敏子 天野美千代 日暮裕子 野村武夫 阪田純 矢野一郎
中島浩志 齋藤幸夫 田村康次朗 堀江ゆかり 中島智仁 八木亮 橋元晶子
米山ゆき子 今井めぐみ 大沼扶美江 田邊仁重 小林喜美江 徳永宣行
岡田裕也 西谷久美子 吉岡一樹 山本和弘 野瀬千亜紀 杉山真生子
菊池真寿美 清水昭夫 松本公平 竹花潔 （敬称略）

<次第>

1. 開会挨拶
2. 平成30年度自立支援協議会の取組みについて
 - (1) 相談支援ワーキンググループの活動について 資料1
 - (2) 子ども支援検討ワーキンググループの活動について 資料2
 - (3) 自立支援協議会シンポジウム実施報告 資料3
3. 平成30年度各エリア協議会の活動報告について 資料4-1～5
4. 平成30年度各専門部会の活動報告について 資料5-1～2
5. 障害を理由とする差別解消に関する報告・協議事項 資料6
6. 世田谷区からの報告・協議事項
 - (1) 地域障害者相談支援センタープロポーザル選定結果について 資料7-1
 - (2) 平成31年度以降の基幹相談支援センター及び地域障害者相談支援センターの名称について 資料7-2
 - (3) 精神障害者施策の充実について 資料7-3
 - (4) 日中サービス支援型グループホーム開設希望事業者に対する周知について 資料7-4
 - (5) 自立支援協議会事務局（基幹相談支援センター）の運営主体の変更について
7. その他 資料8

1. 挨拶 区・障害福祉担当部 松本部長

<竹花課長>

本日、宮崎委員、西村委員、辻委員は所要のため欠席とのご連絡をいただいた。

2. 平成30年度自立支援協議会の取組みについて

(1) 相談支援ワーキンググループの活動について

事務局より、資料に沿って報告。

(2) 子ども支援検討ワーキンググループの活動について

事務局より、資料に沿って報告。

(3) 自立支援協議会シンポジウム実施報告

シンポジウム実行委員長中川委員より、資料をもとに当日の様子等含めて報告行う。

3. 平成30年度各エリア協議会の活動報告について

<世田谷エリア会長 徳永委員>

世田谷エリア自立支援協議会では、二つの部会に分かれ、課題を抽出し活動している。

※その他、報告資料に基づいて報告。

<北沢エリア会長 岡田委員>

つまみぐいウォーキングに参加、参加者からは「よかった」と感想をいただいた。1月18日に北沢エリア自立支援協議会を開催し、つまみぐいウォーキングに当日の映像を流しながら、実際に参加された当事者の方に体験談をお話しいただいた。「商店街は大手スーパーに比べると若干値段が高くなるが、些細なコミュニケーションが楽しかった。」と当事者の方から話もあった。北沢エリア自立支援協議会では、商店街の方が協議会の運営委員になってくださっている。3月のさくらまつりでは、小さいつまみぐいウォーキングを行う予定。現在、北沢エリア自立支援協議会では、ユニバーサルデザインのためのステッカーを作成している。

<玉川エリア会長 西谷委員>

玉川エリア自立支援協議会では、平成30年度・平成31年度の2カ年を1サイクルとして、社会資源に関する調査や取り組みを実施してきた。

※その他、報告資料に基づいて報告

<砧エリア会長 吉岡委員>

高齢・成人・子どもの3グループに分かれ、それぞれ活動をしている。

※その他、報告資料に基づいて報告。

<烏山エリア会長 山本委員>

30年度は「制度のはざま」をテーマとし、活動を行った。烏山地域は松沢病院・烏山病院という2大精神病院を持つというエリア特性があり、病院からアパート、またはグループホームからアパートを探すときの困難さを感じている。不動産屋にアンケートをとり、意見交換会を行った。

※その他、資料に基づいて報告。

<松本部長>

北沢エリア自立支援協議会の取り組みに関して、区から情報提供させていただきたい。世田谷区は共生社会ホストタウンの登録の指定を内閣から受け、まち・交流塾を実施している。今年度は、馬事公苑・梅丘・豪徳寺の商店街へ段差解消のためのスロープや点字、筆談

補助具等の設置のために補助金をつけている。今後は、区内全地域で導入し、マップを作成していきたいと考えている。世田谷区では、すでにウェルカムステッカーを活用し始めている。区の取り組みともぜひ連携していただきたい。

4. 平成30年度各専門部会の活動報告について

＜地域移行部会会長 野瀬委員＞

12月に出前地域移行部会を桜ヶ丘記念病院で開催した。病院からも多くの職員が参加し、医療側からも地域移行に関する様々な意見を聞くことができた。実際に桜ヶ丘記念病院から世田谷区へ退院された当事者の方から、現在の生活の様子についてお話いただき、地域での生活についてのイメージを病院職員と共有できた。東京都地域移行体制整備事業のコーディネーターが他自治体で、出前地域移行部会のことを紹介したところ、他自治体でも取り組んでみたいといった声が聴かれたと報告があった。今回の出前地域移行部会は、他自治体へもインパクトの強いものとなっている。来年度もこの取り組みを続けていきたい。

＜虐待防止・権利擁護・差別解消部会会長 松本委員＞

3月に障害者施設でのヒアリングを実施する予定である。区内の相談支援事業所へのヒアリングを行ったが、権利擁護に関する相談はあまりないことが分かった。障害当事者が相談しやすい環境が必要と考えている。その結果、すきっぷでの勉強会の開催につながっている。

東京都の条例施行にともない、差別解消については広域相談員が設置された。世田谷区から、東京都の広域相談員へ2件相談を持ちかけたところ、フットワークも軽く相談にのっていただいた。

虐待防止ハンドブックの改定をしている。虐待の予防において、あれはダメこれはダメではなく、このように意思決定支援をすれば、虐待が起きないんだという、そういうアプローチが必要だという議論になり、そこから来年度の研修内容検討へとつながっている。

5. 障害を理由とする差別解消に関する報告・協議事項

＜鈴木会長＞

障害者差別解消に関する事項の報告・協議事項については、平成28年4月1日の差別解消法施行に伴い当協議会が差別解消法に規定されている地域協議会の一部機能を担うことになったため取扱うものである。障害施策推進課・竹花課長より報告をお願いします。

＜竹花課長＞

差別解消に関する相談件数は前年度比、21件減少となっている。平成28年度の差別解消法施行から2年9か月がたち、関心が低下しているということもあるのではないかと。差別解消法に基づくものに関しては、専門相談員が対応している。主な対応事例を資料に記載した。区職員に対しては、対应用例や合理的配慮として対応するための取り組み等を伝えている。10月に東京都では条例が施行され、国では「努力義務」とされている民間事業者が、東京都では「義務」となっている。東京都の広域相談員との連携事例についても資料に記載した。今後は、相談件数が減っていることに対する評価を行っていく。相談に結びついていないケースもある。当事者や支援者への啓発活動をすすめ、相談窓口の活用を進めていきたい。

<鈴木会長>

世田谷区での差別解消に関する取り組みは前向きなもので、東京都との連携も進んでいる。

<荻野副会長>

豪徳寺のピザ屋に入店を断られたことがある。その店が閉店し、違うお店になった。今度に入れるかと期待したら、新しいお店でもハード面での環境が整っておらず、入れなかった。お店が入れ替わる際、以前の店舗が環境の点でひと悶着あった店舗で、障害がある人への対応について問題が起きたということが、引き継がれていれば変わったかもしれない。そういったことが少しずつ次につながっていくことが必要ではないか。先ほど商店街の話も出たが「ここは入れる」というステッカーを貼るのはわかりやすい。一方で、「貼っていない」ということはどういうことなのか。良いところは褒めたいけれど、ダメなところはそのままが良いのか。商店街のすべての店が大丈夫という方がPRになるのではないか。その商店街ならどこのお店にいても、嫌な思いはしないというような取り組みへと広げていくことが重要だと考えている。

当事者からすると、最近「差別的な取扱いをされた」という自覚が持てないこともある。当事者や支援者に研修を実施するということがだが、「見えないところ、気づきにくいところで差別や偏見がある」ということを働きかけてほしい。当事者としては何が差別なのか、今までずっと受けてきたものなので、わからなくなっていることもある。そこを支援者のみなさんにフォローをお願いしたいし、自分たちも学んでいかななくてはならない。

<鈴木会長>

問題1つ1つを点ではなく面で考えることが必要だろう。当事者のエンパワメント、お互いに尊重し合うことの難しさなど、なかなか進んでいない部分を考えさせられる。

6. 世田谷区からの報告・協議事項

(1) 地域障害者相談支援センタープロポーザル選定結果について

障害施策推進課竹花課長より資料をもとに報告行う。

<竹花課長>

今までは3年ごとのプロポーザルであったが、今後は5年ごとのプロポーザルとなる。委託内容の変更点としては、あんしんすこやかセンターとの連携向上に向けて、土曜日開所に加え、開所時間を8時半から17時とした。

(2) 平成31年度以降の基幹相談支援センター及び地域障害者相談支援センターの名称について

障害施策推進課竹花課長より資料をもとに報告行う。

<竹花課長>

「障害者」という看板がついていることで相談につながりにくい等の声がかかれ、区民にも馴染みやすい愛称をつけることとした。自立支援協議会運営会議でも意見を聞きながら愛称の検討を進めてきた。本日の協議会本会で委員のみなさまから意見を聞き、最終決定としたい。

<鈴木会長>

報告いただいた内容について、本会として承認していただいたことを確認した。

(3) 精神障害者施策の充実について

障害施策推進課・竹花課長及び健康推進課・鶴飼課長より資料をもとに報告行う。

<都立松沢病院 大沼委員>

資料にある連絡協議会の位置づけについて、実務で地域移行を進めてきた地域移行部会の委員のみなさんの実践を更に進めていけるような拡大会議であってほしい。

新たに多職種チームができることは、病院としてとても助かる。地区担当の保健師では困難と思われている方たちは、ただ病気であるだけでなく、関係各所との連携などが必要なケースが多く、保健所が様々なマネジメントをしてくれると退院支援も一歩進むと思えた。

<竹花課長>

連絡協議会は、開催頻度も年2回と少なく、区の施策の方向性について議論を行う。連絡協議会では、地域移行部会で行っていることをそのまま議論するわけではない。今まで取り組んできたことの拡大的な意味合いを含めたい。

<大沼委員>

病院からすると、この方は高齢者、この方は障害者と枠組みがはっきり分かれるケースばかりではなく、重なり合ってくる。障害の会議、高齢の会議、両方出ている。重なり合う部分をうまく調整してもらえるような会議体であってほしい。

<昭和大学医学部付属烏山病院 山本委員>

会議体が増え、チームが出来るとのことだと理解している。会議体が増えることで、総論を検討する場はたくさん出来てきた。一方で、現場の実践に基づいた課題を議論できる場として欲しい。

また、世田谷区は相談窓口がたくさんあるが、どこに何の相談を持っていけばよいのかわかりにくい。役割分担がうまくいかず、責任分散となることにもつながる。連絡をしたらすぐに来てくれるような支援者がいて、対策を考えられる、そんな場があると良い。窓口で電話をしても、「何をすればいいですか」と聞かれてしまうこともあった。他自治体ではガイドラインを受けて、退院の際は連絡をくださいと通知をくれるところもある。病院としてはぜひ一緒にやりたい部分なので、連絡を積極的にもらえれば助かる。

<鈴木会長>

山本委員からはこれからのありようや連絡協議会の課題について指摘していただいた。このことを含め様々なことを考えていかななくてはならない。

<玉川砒薬剤師会 橋元委員>

地域の生活を支えるためには歯科領域の情報が非常に大切だが、連絡協議会の構成メンバーに、歯科医師会の記載がない。

<竹花課長>

持ち帰って検討したい。

<さくら会 野村委員>

多職種チームについて、支援機関は6か月となっている。よくなったら打ち切りになってしまうのか。精神障害に関しては、症状の起伏がある。1年以内の再発も多い。

< 鶴飼課長 >

原則6か月としているが、継続支援も可能である。多職種チームが関わる中で、さまざまな支援・医療へつなげる。多職種チームでの支援が終了しても、支所の地区担当保健師の支援は継続していくことを検討している。

(4) 日中サービス支援型グループホーム開設希望事業者に対する周知について

障害者地域生活課・阿部課長より資料をもとに報告行う。

< 西谷委員 >

今回は、日中サービス支援型グループホームの開設にあたる事業計画等の書式に関する協議ではあると思うが、新たな社会資源の一つとして

もし自分の法人がこのGHを運営したらどう考えるかという視点で見てみた。精神障害の課題としてひきこもりになる可能性が非常に高い。行政のニーズではなく、利用する側の立場からすると、何らかの問題をはらむのではないかという思い。3つ意見がある。

- ・重度または高齢とは具体的にどのようなレベルか。
- ・精神GHは1室69800円。15～20平米。最大20名とうたっているが、きちんとそこでリハビリなりできる広さが保障されるのか。
- ・実例として、昨日のことだが手帳は持っているが区分がついていない利用者が倒れてしまった。そこを職員ではなく他の利用者が目撃し、パニックになってしまった。救急車で運ばれていった時に、残されたパニックの利用者に付き添うことはできない。職員体制の充実ということを検討願いたい。せっかくの新しい資源ができて、何か支障があるのではないか。

< 阿部課長 >

日中GHの対象者の考え方として、国からは重度化・高齢化対応とお題目はあるが制度としては障害支援区分の制限を設けていない。

20人という規模を考えるとそれなりの広さが必要ではある。実はGHの住まい促進だとか今後のことは別の会議体で進めており、課題として揉んでいる。GHについてはこれからの大きな柱となり本格的な柱となる。そこでいただいた意見を生かしていきたい。

人員配置の件に関して、GHは住まいということをつまえた人員の最低基準が国の方から定められていると思うが、実際重度や高齢化に対応したGHを考えた時、利用者側からすると厳しいという意見をいただいたということで、別の会議体の方でも検討しまとめていきたい。

< 金川委員 >

日中サービス支援型GHの趣旨の部分、「施設等」とあるがもちろん病院も含まれていると思うので、そこを明記していただくと利用者にもわかりやすいのではないかと。

もう1つ、短期入所の部分で色々なニーズがあると思う。ただそのニーズの量について、正確な数がわからない。どのぐらいの相談があったのか、その中で受けきれなかったケース

が何件あったのか。そこを課題として積み上げる必要がある。途中から数え始めるというのは大変な作業になると思われるので、やるのであれば最初からではないかと思いお話しした。ご検討いただければと思う。

<中川委員>

日中サービス支援型GHについて、介護保険の適応除外になるのかどうか確認したい。介護保険を併用している利用者が増えている。高齢化が進む中、GHがどこまで責任を持つのかということが、明確になっていない。もし介護保険適応という施設になった場合、相談支援専門員と介護支援専門員の連携がどこまでできるか。閉鎖的になりうる施設に対して、風通しを良くするためにも、「なぜ日中サービス支援型のGHなのか」という基本的な考え方が、ケアマネジメントをする上で大切になるのではないかと。GHで利用者のサービス等利用計画を考えるのではなく、第三者の立場でケアマネジメントする人がいたほうが良いのではないかと。事業計画の中に、介護支援専門員や相談支援専門員との連携ということに記載していただければ、ご本人のニーズに沿ったケアマネジメントがされているということが分かるのではないかと。

<阿部課長>

介護保険との関係については、あらためて回答という形にしたい。

<鈴木会長>

報告いただいた内容と、自立支援会議が承認する様式として資料7-4-2及び3について、若干の変更もありうるということを含め、本会としてご承認いただいたことを確認した。

(5) 自立支援協議会事務局（基幹相談支援センター）の運営主体の変更について

※竹花課長より、自立支援協議会事務局（基幹相談支援センター）の移行に関して説明した。

総合福祉センター斎藤所長より挨拶

社会福祉法人南東北福祉事業団柏原氏より、次年度基幹相談支援センターのメンバーとともに挨拶

<斎藤所長>

3月23日（土）に第30回さくらまつり・ありがとうフェスタを開催する。総合福祉センターの事業にご協力いただいた様々な方へ感謝をお伝えする場として開催したいと考えている。みなさまにも来ていただきたいと思っている。

7. その他

相談支援人材育成研修実施報告について、事務局より資料に沿って報告。

<鈴木会長>

以上をもって、本日の自立支援協議会を閉会とする。

次回：平成31年7月19日（金）19時～21時

東京リハビリテーションセンター
世田谷 地域交流スペース